

福岡県公報

平成25年1月22日
第3464号

目次

告示(第68号-第76号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ……………	1
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) ……………	2
○青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) ……………	2
○国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ……………	2
○国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) ……………	3
○道路の区域の変更 (道路維持課) ……………	3
○道路の供用の開始 (道路維持課) ……………	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………	3

公 告

○競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ……………	4
○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………	5
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (公園街路課) ……………	8
○福岡県都市計画審議会の開催 (都市計画課) ……………	8

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集 (畜産課) ……………	8
○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集 (自然環境課) ……………	11

告 示

福岡県告示第68号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 筑紫野ベレッサ
 - 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第69号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 筑紫野ベレッサ
 - 所在地 福岡県筑紫野市美しが丘南一丁目12番地の1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項

- なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
ごみの排出抑制・再利用等により、ごみ減量に努めること
- (4) 防災・防犯対策への協力
自転車置場、駐車場への防犯カメラの設置協力をお願いしたい（防犯）
災害発生時緊急救援物資の調達及び供給に関する協定締結のお願い（防災）
- (5) 騒音の発生に係る事項
騒音規制法の第2種区域に指定されているため、周辺地域の騒音について特に配慮していただきたい
- (6) 廃棄物に係る事項等
なし
- (7) 街並みづくり等への配慮等
なし
- (8) その他
なし

福岡県告示第70号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人SelfishLife

- (2) 代表者の氏名
平田 政徳
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市新合川2丁目1番13-303号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、障害福祉サービスに関する事業を行い、福祉に掛かる様々な問題改善、解決を図り、地域福祉向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第71号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代2月号	雑誌15277-02	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント2月号	雑誌05267-2	株式会社竹書房	

福岡県告示第72号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成22年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	干隈四丁目	平成25年1月10日
柳川市	平成16年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	柳河	平成25年1月10日
行橋市	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	大橋一丁目の一部	平成25年1月10日
みやま市	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町高柳の一部	平成25年1月10日

福岡県告示第73号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町大江・小川の各一部	平成25年1月10日

福岡県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

那珂	県道	平等寺那珂川線	前	筑紫野市大字平等寺1831番8先から筑紫野市大字平等寺679番2先まで	4.2 ～ 53.0	144.0
			後	筑紫野市大字平等寺1831番8先から筑紫野市大字平等寺679番2先まで	4.2 ～ 53.0	

福岡県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年1月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	平等寺那珂川線	筑紫野市大字平等寺1831番8先から筑紫野市大字平等寺679番2先まで

福岡県告示第76号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字東3番12
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市小郡717番地1 ルミナスフォート301号
兒玉 康秀、兒玉 明奈

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年1月22日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県小倉北警察署庁舎電力供給

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年2月12日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月22日

福岡県小倉北警察署長 吉村 文雄

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県小倉北警察署庁舎電力供給

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 供給場所

福岡県小倉北警察署庁舎

福岡県北九州市小倉北区大門一丁目6番19号

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成25年2月12日（火曜日）までに下記(3)の部局へ提出す

ること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5第2項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年3月4日（月曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-11（サービス業種その他）で、「AA」の等級に格付けされているもの

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県小倉北警察署会計課

〒803-8567 福岡県北九州市小倉北区大門一丁目6番19号

（電話番号）093-583-0110 内線231

（FAX） 093-583-0110

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間

平成25年1月22日（火曜日）から同年3月4日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 仕様等に対する質疑応答

仕様等に対する質問は、質問書を次の受付場所へ持参し、又は郵送して行うものとする。また、質問に対する回答は、福岡県警察のホームページに掲載し、また、閲覧に供する。

(1) 受付場所

5の部局とする。

(2) 受付期間

平成25年1月23日（水曜日）から同年2月15日（金曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) ホームページ掲載期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年3月4日（月曜日）午後5時00分まで

(4) 閲覧場所

福岡県小倉北警察署会計課

(5) 閲覧期間

原則として、質問書の受領の日の翌日から起算して10日を経過する日から平成25年3月4日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年3月4日（月曜日）午後5時00分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県小倉北警察署8階大会議室

福岡県北九州市小倉北区大門一丁目6番19号

(2) 日時

平成25年3月6日（水曜日）午後2時00分

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be used in Kokurakita Police Station, Fukuoka Prefectural Police.
- (2) Delivery period: From April 1, 2013 through March 31, 2014.
- (3) Delivery place: Kokurakita Police Station, Fukuoka Prefectural Police.
- (4) Time limit for tender: 5:00 PM, March 4, 2013
- (5) Contact point where Documents for tendering a bid are available:
Accounting Section, Kokurakita Police Station
6 - 19, Daimon 1 -chome, Kokurakita-ku, Kitakyusyu City,
Fukuoka Prefecture 803-8567 Japan

公告

福岡県屋外広告物条例第4条第1項第7号の規定に基づく地域の指定及び同条例第5条第1項第9号の規定に基づく区域の指定について、次のとおり意見を募集します。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成25年1月9日から平成25年2月8日まで
- 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき開催される第219回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成25年1月22日

福岡県知事 小川 洋

- 日時
平成25年2月1日 午後2時00分
- 会場
福岡市博多区吉塚本町13-50
福岡県吉塚合同庁舎7階特6会議室
- 予定議案
大牟田都市計画道路の変更（福岡県決定）について
宇美都市計画道路の変更（福岡県決定）について
太宰府都市計画道路の変更（福岡県決定）について
荏田町に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
- 審議会の公開
本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の場合は抽選となることがある。

雑 報

福岡県環境審議会公告

福岡県特定鳥獣保護管理計画の一部改正に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成25年1月22日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 意見募集の対象

福岡県特定鳥獣保護管理計画の一部改正に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

福岡県特定鳥獣（イノシシ及びシカ）保護管理計画の一部改正

(1) 狩猟期間の長

【イノシシ】

イノシシの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。ただし、「イノシシ捕獲を目的とした箱わなの使用」及び「当該箱わなに掛かったイノシシを止めさしするための銃器の使用」に限り、10月15日から4月15日までとする。

但し、前記箱わなに、結果としてシカが捕獲された場合に限り、例外としてイノシシと同様の取扱いとする。（下線部追加）

【シカ】

シカの狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

なお、10月15日から10月30日及び3月16日から4月15日の間においては、イノシシの保護管理計画(1)ア(ア)の但し書に規定するとおりとする。（下線部追加）

(2) 被害防除の状況

被害防除状況の推移（表5）について、国庫事業実績分を追加表記し、併せて表題を一部変更する。

① 鳥獣被害防止総合支援事業による侵入防止柵

年度	H20	H21	H22	H23
侵入防止柵（km）	12.0	4.0	139.8	547.6
事業費（百万円）	2	1	92	336

防止柵の種別は、電気柵・金網柵・ワイヤーメッシュ柵。

② 県単事業：農村整備課による侵入防止柵

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(11)の場所に配架するとともに(12)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 福岡農林事務所農山村振興課（福岡市中央区赤坂1丁目8-8）
- (7) 朝倉農林事務所農山村振興課（朝倉市甘木2014-1）
- (8) 八幡農林事務所農山村・農業振興課（北九州市八幡西区則松3丁目7-1）
- (9) 飯塚農林事務所農山村振興課（飯塚市新立岩8-1）
- (10) 筑後農林事務所農山村振興課（筑後市大字和泉606-1）
- (11) 行橋農林事務所農山村振興課（行橋市中央1丁目2-1）
- (12) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成25年1月22日（火）から平成25年2月5日（火）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県農林水産部畜産課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3517

（電子メール）chikusan@pref.fukuoka.lg.jp

※問合せ先：092-643-3498

(別紙)

意 見 書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県環境審議会公告

玄海国定公園（宗像市神湊）における公園事業の変更に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成25年1月22日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

玄海国定公園（宗像市神湊）における公園事業の変更に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

(1) 公園事業の種類

国定公園の利用のための施設に関する公園事業

(2) 公園事業の名称等

名 称	事業の種類	事 業 地
神 湊	園 地	宗像市（神湊）

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）

(6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見の提出期限

平成25年1月22日（火）から平成25年2月5日（火）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部自然環境課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）shizen@pref.fukuoka.lg.jp

※問合せ先：092-643-3369

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。